

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成29年12月18日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成29年11月8日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成29年6月12日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成29年9月4日付けで、児童養護施設を退所し請求人世帯に転入した請求人の長男（以下「長男」という。）の保護を同年8月21日から開始する決定を行った。
- 3 平成29年9月7日、処分庁は長男の施設退所時の受領金（以下「受領金」という。）の一部（403,700円）について、請求人から申し出のあった自立更生のための用途に充てることを認めることとし、請求人に連絡した。
- 4 平成29年9月11日、請求人は、受領金のうち37万円を紛失した旨、処分庁に報告した。
- 5 平成29年11月8日付けで、受領金のうち自立更生のために充てられなかった額等について、法第63条に基づく費用返還決定（以下「本件返還決定」という。）を行った。

- 6 平成29年12月18日、請求人は、大阪府知事に対し、本件返還決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

施設退所時の受け取った児童手当の使い道は担当と話し長男の為の物を買う話になっており、そのお金を落としてしまい使えなかった訳で資力があつた訳ではない。そもそも資力がありながら保護を受けたことに該当しないと思う。あつたお金の使い道が担当との話で決まり、手当のお金なので長男の必要な物を買う目的があるお金なので今現在もお金はさがしており見付かったとしても長男の物を買う予定である。

- (2) 請求人から提出のあつた証拠書類には、次の記載がある。

平成29年11月8日付けの本件返還決定通知書には、「長男が施設退所時に受け取った児童手当による収入があり、自立更生費の目的のために使用されなかったため支給した保護費のうち384,605円については、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するので、保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた法第63条に基づき、返還決定をします。」との記載がある。

- (3) 平成30年3月22日付けで、審理員は請求人に対して、後記2処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また令和元年10月9日に反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

2 処分庁の主張

- (1) 審理員が平成30年3月19日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件返還決定に至る経過

平成29年6月12日 処分庁にて生活保護開始。

平成29年8月21日 長男が、平成29年8月19日に児童養護施設を退所し、同日から請求人と同居することとなったため、請求人より長男に係る世帯追加申請あり。請求人より、長男が同施設を退所時に施設長から受け取った金品に関する受け取り書の提出があり、

受け取った現金については収入として認定することになる旨を説明した際、請求人より、受け取った現金の一部を長男の制服等の購入に使用したとの申し出あり。

請求人に対し、長男の制服等の購入費用について、請求人世帯の自立更生のために充てられる額として収入認定除外が可能であるか判断するため、領収書を提出するよう指示する。

平成29年8月23日

長男の居住確認のため請求人宅の家庭訪問を行う。
請求人より、児童養護施設で生活していたため長男の生活物品が不足しており、施設長から受け取った現金を必要な生活物品等の購入に充てたいとの申し出あり。

平成29年8月31日

請求人より、長男の転入後に購入した生活物品の領収書と、今後の生活に必要な物品の購入費用に関する見積書の提出あり。

平成29年9月7日

処分庁内で検討した結果、施設長から受け取った現金436,542円のうち、長男の小遣い1,305円を除いた435,237円（以下「本件金銭」という。）について、請求人世帯の自立更生を目的として恵与された金銭として取り扱うが、このうち、請求人が提出した生活物品購入済額と購入予定額を請求人世帯の自立更生のために充てられる額として、収入認定から除外することとし、請求人に対し、見積書どおりに物品購入をするよう電話連絡をする。

また、本件金銭のうち、収入認定から除外する見込み額である403,700円を差し引いた残金31,537円については、法第63条に基づき返還を求めることとしたが、403,700円のうち、承認した物品購入のために使用されなかった額が生じた場合に返還を求めることとなるため、この金額が確定した後に併せて返還決定を行うこととした。

平成29年9月11日

請求人が、物品購入費用として本件金銭から準備していた37万円を紛失したとして来所。請求人より、警察に遺失届を出したとの申し出があったため、遺失届の確認等のため、請求人宅の臨時の家庭訪問を行い、遺失届の受理番号を確認。

平成29年9月14日

請求人が長男の世帯追加にともなう保護費の受け取りのため来所。

請求人より、紛失した金銭について、警察からも連絡なく見つからないとの報告あり。

平成29年10月2日

ケース診断会議を開催。

請求人より遺失の申し出があった物品購入費用37万円については、大金であることを理解しているにもかかわらず、請求人が常に持ち歩いていた状況で紛失しており、現況として、請求人世帯の自立更生のために充てられる額として処分庁が事前に承認していた使途で使用されなかったことを踏まえ、本件金銭の額から、領収書により実際に使用した事実が確認できる50,632円を差し引いた384,605円について、法第63条による返還金とすることを決定する。

平成29年10月19日 ケース診断会議の決定内容を請求人に伝え、紛失した額も含め、結果として事前に認められていた物品購入のために使用出来なかったため、返還を求めることになる旨を説明したところ、請求人も理解していた。

平成29年10月23日 請求人来所。
返還金については、月10,000円ずつ返していくとの申し出あり。

平成29年11月8日 本件返還決定を行い、請求人宅に決定通知書を送付する。

イ 本件返還決定の正当性について

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下、「次官通知」という。)第8-3-(3)-エにおいて、「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」については、「収入として認定しないこと」とされている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)(問第8の62)(施設等退所後又は里親等委託解除後の児童手当の取扱い)において、「当該被保護世帯から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について保有する預貯金等と別に管理すること及び当該計画にかかる状況を定期的に報告することが可能と認められる場合に限り」、児童福祉施設等へ入所して別世帯と認定されていた児童が、施設等を退所して被保護世帯に転入する際に、転入前の入所中に積み立てた児童手当の管理者を、施設長等から親権を行う父母に変更する場合、当該金銭を次官通知第8-3-(3)-エの「自立更生を目的として恵与された金銭」に準じて取り扱って差し支えないとされている。

さらに、同問答においては、「当該金銭を使用した場合は、事前に承認された目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。保護の実施機関が承認した目的以外に使用していたときは、収入として認定しないこととした額について費用返還を求めること」とされている。

本件金銭については、本来、請求人が受領した時点で収入として認定することとなるもの

であるが、処分庁は、課長通知問（第8の間6.2）により、本件金銭のうち403,700円を次官通知第8-3-(3)-エの「自立更生を目的として恵与された金銭」に準じて取り扱うこととした。そして、このうち、自立更生のために資するとして処分庁が事前に承認した目的に使用された額に限り収入認定の対象から除外することとし、403,700円のうち事前に承認した目的以外に使用された額と、本件金銭のうち次官通知第8-3-(3)-エの「自立更生を目的として恵与された金銭」に準じて取り扱わなかった31,537円との合計額について、後日、返還を求めることとしていた。

しかし、請求人から本件金銭の一部を紛失した旨の申し出があったことにより、処分庁は、本件金銭のうちすでに制服等の購入に充てたことが領収書で確認できている50,632円を除いた353,068円については、処分庁が事前に承認した目的どおりに使用されないと判断して費用返還を求めることとし、当初から返還を求めることとしていた31,537円との合計額である384,605円について法第63条に基づく返還金として決定したものである。

以上のとおり、本件返還決定に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年8月21日付けのケース記録票には、「請求人来所。8月19日に長男が施設を退所し請求人宅に帰ってきた。世帯追加の申請のため来所。(中略)施設より受け取った金品受領額は収入認定となる事を説明したが、すでに長男の制服等を購入し一部使用してしまったと申し出あり。その時の領収書を提出するよう伝えるも、領収書のある物と無いものがあると話すため、どこで、いつ購入したかメモにして提出するように伝える。」との記載がある。

イ 平成29年8月31日付けのケース記録票には、「請求人来所。長男が退所時に受け取った金品についての相談。長男が8月19日に退所してからの学校等の制服代等の領収書の提出あり。8月23日訪問時に請求人が話していた、今後の生活に必要な物の見積書の提出あり。即答は出来ないのので後日連絡すると伝える。本日、レシート、見積書の提出あり。」との記載がある。

ウ 平成29年9月7日付けのケース記録票には、「長男の手持ち金について。平成29年8月19日付けで児童養護施設を退所した。退所にあたり児童養護施設で積み立てられていた児童手当等の受け取り書の提出あり。390,036円(児童手当金と利息分)。45,201円(毎月、国からお小遣いとしてもらったものや、お正月などお年玉として親からもらったものなどを管理していたもの)。1,305円(長男が小遣いから必要分をもらっていた現金)
*上記について 長男が現金として持っていた小遣い1,305円については手持ち金として取扱い435,237円(390,036+45,201)については請求人の収入として取扱う。また、請求人の収入である435,237円については、自立更生を目的として恵与された金銭として、生活物品の購入費用を差し引いた金額31,537円(現段階では435,237-403,700)について法第63条返還決定を行うこととする。なお、

返還決定については購入後の変動も予想されるため、購入額確定後に行う。」との記載がある。

エ 平成29年9月11日付けのケース記録票には、「請求人来所。お金を落とした封筒に37万円（長男が施設より戻った時の児童手当で今回見積書を提出し決済がでたので購入しようと準備していたお金）入れていた。小銭入れと家の鍵を入れたものも紛失。家のまわりや思い当たるところ全て捜した。警察にも届けたが見つからずとの事。状況を聞いても、パニック状態で思い出せずとのこと。」との記載がある。

オ 平成29年9月11日に処分庁が受理した証明（申告）書には、「9月9日夜中2時くらいには確認。9月10日に長男の必要な物の買い物に行く予定で9月10日の昼頃にお金を無くした事に気付いた。上記のとおり相違ないことを証明（申告）します。」との記載がある。

カ 平成29年10月2日付けのケース診断会議記録票には、検討事項として、「自立更生を目的として恵与された金銭として取り扱い計画通りに使用されるべき金銭であったが紛失してしまった今後について費用返還として取り扱っていいのか検討したい。」との記載がある。また会議内容・結論として、「施設退所時受領金は、いつ盗られてしまうかという不安から常に持ち歩いて保管していた。大金である事は請求人自身も理解あり。常識的に考えると、なぜ銀行に一時的にも預け購入前に引き出しをしなかったのか。遺失届けは出しているが、現在も見つかっておらず、現況として目的通りに使用していない。（中略）自立更生費の目的を果たしておらず、実際に使った領収書（制服等）のあるもの以外を63条返還金とする。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (3) 次官通知第8の3の(3)では、次に掲げるものは、収入として認定しないこととされ、その中で、「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」と定めている。
- (4) 課長通知の第8の間62「児童福祉施設等に入所し、又は里親等に委託され、別世帯と

認定されていた児童が、施設等を退所し、又は里親等の委託が解除され、被保護世帯に転入する際に、転入前の入所又は委託期間中に積み立てた児童手当の管理者を、施設長等から親権を行う父母に変更する場合、当該金銭を「自立更生を目的として恵与された金銭」に準じて取り扱って差し支えないか。」の答は、「当該被保護世帯から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について保有する預貯金等と別に管理すること及び当該計画にかかる状況を定期的に報告することが可能と認められる場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。なお、当該金銭を使用した場合は、事前に承認された目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。保護の実施機関が承認した目的以外に使用していたときは、収入として認定しないこととした額について費用返還を求めること。」と定めている。

2 本件返還決定について

(1) 児童養護施設退所後の児童手当の取扱いについて

児童福祉施設を退所した長男が生活保護世帯に戻る場合、入所中に積み立てた児童手当については、平成28年6月までは収入認定する取扱いであったが、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される児童手当を長男の将来の自立のために使うことができないという課題を解消するため、前記1(4)のとおり、保護の実施機関が認める額について、収入として認定せず、預貯金として保有することを認める取扱いとするよう改められたものである。

本件についてみると、処分庁は、請求人から申し出のあった額(403,700円)を承認し、収入として認定しないこととしたものと認められる。

(2) 収入として認定しないこととした額の費用返還を求めることについて

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

このため、保護の実施機関が承認した目的以外に使用された場合は、本来、最低生活に充当すべき「資力」と認められ、法第63条の返還義務が生じると解するのが相当である。

本件についてみると、処分庁は、請求人から受領金の一部を紛失した旨の申し出があったことから、収入として認定しないこととした額が「自立更生費の目的のために使用されなかった」ことを理由として、本件返還決定を行ったものと認められる。

しかしながら、収入として認定しないこととした額について、処分庁が「承認した目的以外に使用していた」かどうかについて必要な調査を行った形跡は見当たらず、調査の結果、請求人が「承認した目的以外に使用していた」ことを証するに足る事実を見出すこともできない。

(3) まとめ

以上のとおり、処分庁は、本件返還決定に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体の事情についての

調査を尽くしていない点において、本件返還決定に違法又は不当な点があると認められ、取消しを免れない。

(4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件返還決定に違法又は不当な点は認められない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件決定は取り消されるべきである。

令和2年2月28日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

